

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の
一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県部局設置条例の全部改正に伴い、関係規定を整理する必要があるからである。

「愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則」の一部改正の概要

1 改正の概要

愛知県部局設置条例の全部改正（平成31年3月22日条例第7号、同年4月1日施行）に伴う規定の整理

2 改正の内容

組織の名称変更（第13条第2項関係）

行政文書の管理に関する定めを記載した書面等の閲覧場所を定める規定中「愛知県県民文化部県民生活課」を「愛知県県民文化局県民生活部県民生活課」に改める。

3 施行期日

平成31年4月1日

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「愛知県民文化部県民生活課」を「愛知県民文化局県民生活部県民生活課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(行政文書の管理に関する定め)

第十三条 略

2 行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び前項第十号の帳簿は、愛知県自治センター内の愛知県県民文化局県民生活部県民生活課において一般の閲覧に供するものとする。

旧

(行政文書の管理に関する定め)

第十三条 略

2 行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び前項第十号の帳簿は、愛知県自治センター内の愛知県県民文化局県民生活課において一般の閲覧に供するものとする。